

東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関する住民投票条例

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成24年10月3日提出

提出者 東村山市議会議員

奥谷 浩一

矢野 穂積

保延 務

東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関する住民投票条例

東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関する住民投票条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 本市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関し、市民の意思を確認し、
以って、税金のむだ使いを防止し市政の民主的な運営及び財政の健全化を図
るため、本案を提出するものである。

東村山市議会議長 熊木 敏己 殿

平成24年 月 日

東村山市議会議長 熊木 敏己

東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関し、市民の意思を確認し、以って、税金のむだ使いを防止し市政の民主的な運営及び財政の健全化を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 12億6300万円で、ビン缶及び不燃物処理のためのリサイクルセンターを新築することに賛成する。
- (2) 施設を新築せず、秋水園内の現存の施設を有効利用することに賛成する。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、投票の公正さを担保するため、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を東村山市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任する。

(住民投票の期日等)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日以内で、市長が定める日曜日とし、市長は投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(情報提供)

第5条 市長は、住民投票の実施に際し、住民が第2条に定める選択肢のいずれかを判断するのに必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。

(投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）

は、投票日において東村山市に住所を有する者であって、第4条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において、東村山市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

（投票資格者名簿の作成）

第7条 選挙管理委員会は、投票資格者について住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成する。

（投票の方式）

第8条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 投票資格者は、投票用紙の選択肢からいずれか一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体上の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、投票資格者は、規則の定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。
- 3 投票資格者は、第4条の市長による告示の翌日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会が定め、告示した場所において、期日前投票を行うことができる。

（投票用紙）

第10条 第8条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(投票の効力の決定)

第11条 投票の効力の決定に当たっては、次条の定めを除き、有効とする。

(無効投票)

第12条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を、投票用紙の○をつける欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を、投票用紙の○をつける欄のいずれに記載したかを確認し
難いもの
- (6) 白紙投票

(住民投票の成立等)

第13条 住民投票は「投票資格者」の過半数の投票（無効票を含む。）で成立し、その結果は、有効投票数の過半数をもって決する。

(結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示すると共に、当該告示の内容を市長に報告する。

2 市長は、選挙管理委員会から前項の報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重し、市民の意思を実現させなければならない。

(投票の促進及び運動)

第16条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉され、若しくは住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 市長及び市議会は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すように努めるものとする。

(投票及び開票)

第17条 投票場所、投票時間、投票立会人、開票場所、開票時間、開票立会

人、期日前投票、代理投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、同法施行令(昭和25年政令第89号)及び同法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定による。

(委任)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。

別記様式（第10条）

		○をつける欄
施設を新築せず、秋水園内の現存の施設を有効利用することに賛成する。	12億6300万円で、ビン缶及び不燃物処理のためのリサイクルセンターを新築することに賛成する。	選択肢
<p>《注意》</p> <p>1 東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」について、あなたが良いと思う選択肢の上の欄に○をつけて下さい。</p> <p>2 ○のほかは、何も書かないで下さい。</p>		

平成二四年執行
東村山市の「ビン缶及び不燃物処理の方法」に関する住民投票

印

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦128mm、横80mmとする。
- 2 用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込印とする。